

◇ 遺言書の検認を申し立てる方へ ◇

1 手続きの概要

遺言書（公正証書による遺言を除く。）の保管者又はこれを発見した相続人は、遺言者の死亡を知った後、遅滞なく遺言書を家庭裁判所に提出して、その「検認」を請求しなければなりません。また、封印のある遺言書は、家庭裁判所で相続人等の立会の上開封しなければならないことになっています。

検認とは、相続人に対し遺言の存在及びその内容を知らせるとともに、遺言書の形状、加除訂正の状態、日付、署名など検認の日現在における遺言書の内容を明確にして遺言書の偽造・変造を防止するための手続です。遺言の有効・無効を判断する手続ではありません。

2 申立てできる方

- ・遺言書の保管者
- ・遺言書を発見した相続人

3 申立先

遺言者の最後の住所地の家庭裁判所

4 申立てに当たり提出をお願いするものは、次のとおりです。

手続きのために必要な場合は、書類や郵便切手等の追加提出をお願いすることがあります。

（申立書提出の際、□のチェック欄を利用し、必要なものが揃っているかどうかご確認ください。）

- 申立書
- 下記5に記載の書類
- 収入印紙 800円分×遺言書の通数
- 郵便切手 84円×2枚×相続人等の人数分

（申立てをする方が、相続人ではない方の場合、「相続人等」に含んでください。）

※遺言書は、申立時には提出しないでください。後日、指定する検認期日に持参していただきます。

5 遺言書の検認に必要な戸籍関係

※ 現在の戸籍については、発行日から3か月以内のものがが必要です。

※ 戸籍等の謄本は、戸籍等の全部事項証明書という名称で呼ばれる場合があります。

【共通】

- ①遺言者の出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本
- ②相続人全員の戸籍謄本（全部事項証明書）
- ③遺言者の子（及びその代襲者）で死亡している者がいる場合、その子（及びその代襲者）の出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本

【相続人が遺言者の（配偶者と）父母・祖父母等（直系尊属）（第二順位相続人）の場合】

- ④遺言者の直系尊属（相続人と同じ代及び下の代の直系尊属に限る（例：相続人が祖母の場合、父母と祖父））で死亡している方がいる場合、その直系尊属の死亡の記載のある戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本

【相続人が不存在の場合、遺言者の配偶者のみの場合、又は遺言者の（配偶者と）の兄弟姉妹及びその代襲者（おいめい）（第三順位相続人）の場合】

- ④遺言者の父母の出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本
- ⑤遺言者の直系尊属の死亡の記載のある戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本
- ⑥遺言者の兄弟姉妹に死亡している方がいる場合、その兄弟姉妹の出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本
- ⑦代襲者としてのおいめいに死亡している方がいる場合、そのおい又はめいの死亡の記載のある戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本

上記以外に必要ながあれば、追加書類等の提出をお願いすることがあります。

6. Q & A

Q1. 相続人には、検認手続が行われることをだれが連絡するのですか。また、相続人のなかには、高齢で出頭できない人がいるのですが、問題ありませんか。

A. 相続人には、申立後、裁判所から検認期日（検認を行う日）の通知をします。申立人以外の相続人が検認期日に出席するかどうかは、各人の判断に任されており、全員がそろわなくても検認手続は行われます。

Q2. 検認期日には何を持って行けばよいのですか。

A. 申立人は、遺言書、申立人の印鑑、下記Q 4に記載の収入印紙のほか担当者から指示されたものを持参してください、特に、遺言書は忘れないように、必ず持参してください。

Q3. 検認期日には、どのようなことを行うのですか。

A. 申立人から遺言書を提出していただき、出席した相続人などの立会のもと、封筒を開封し、遺言書を検認します。

Q4. 検認が終わった後は、どうすればよいのですか。

A. 遺言の執行をするためには、遺言書に検認済証明書が付いていることが必要ですので、検認済証明書の申請（遺言書1通につき150円分の収入印紙と申立人の印鑑が必要となります。）をしてください。